

資料 1

屋外広告物推奨ルール策定までの経緯について

屋外広告物推奨ルール策定までの経緯について

令和 3 年度

- ・ 県道18号、東海道沿道の現状把握および課題整理
- ・ 検討項目の整理
- ・ 屋外広告物推奨ルール作成に向けたアンケート調査



令和 4 年度

- ・ 自家用広告物におけるアンケート調査、シミュレーション結果を踏まえて色彩、高さ、大きさ基準を決定



令和 5 年度

- ・ 屋上広告物、非自家用広告物におけるシミュレーション結果を踏まえて色彩、高さ、大きさ基準を決定



令和 6 年度

- ・ 屋外広告物推奨ルールガイドラインの作成

■ 自家用広告物

自己の氏名、名称、店名、商標又は自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所もしくは作業場に表示するもの。



■ 非自家用広告物

自家用広告物にあたらなないもの。

例えば、第三者の敷地で宣伝用に表示掲出された広告物。

■ 案内図板

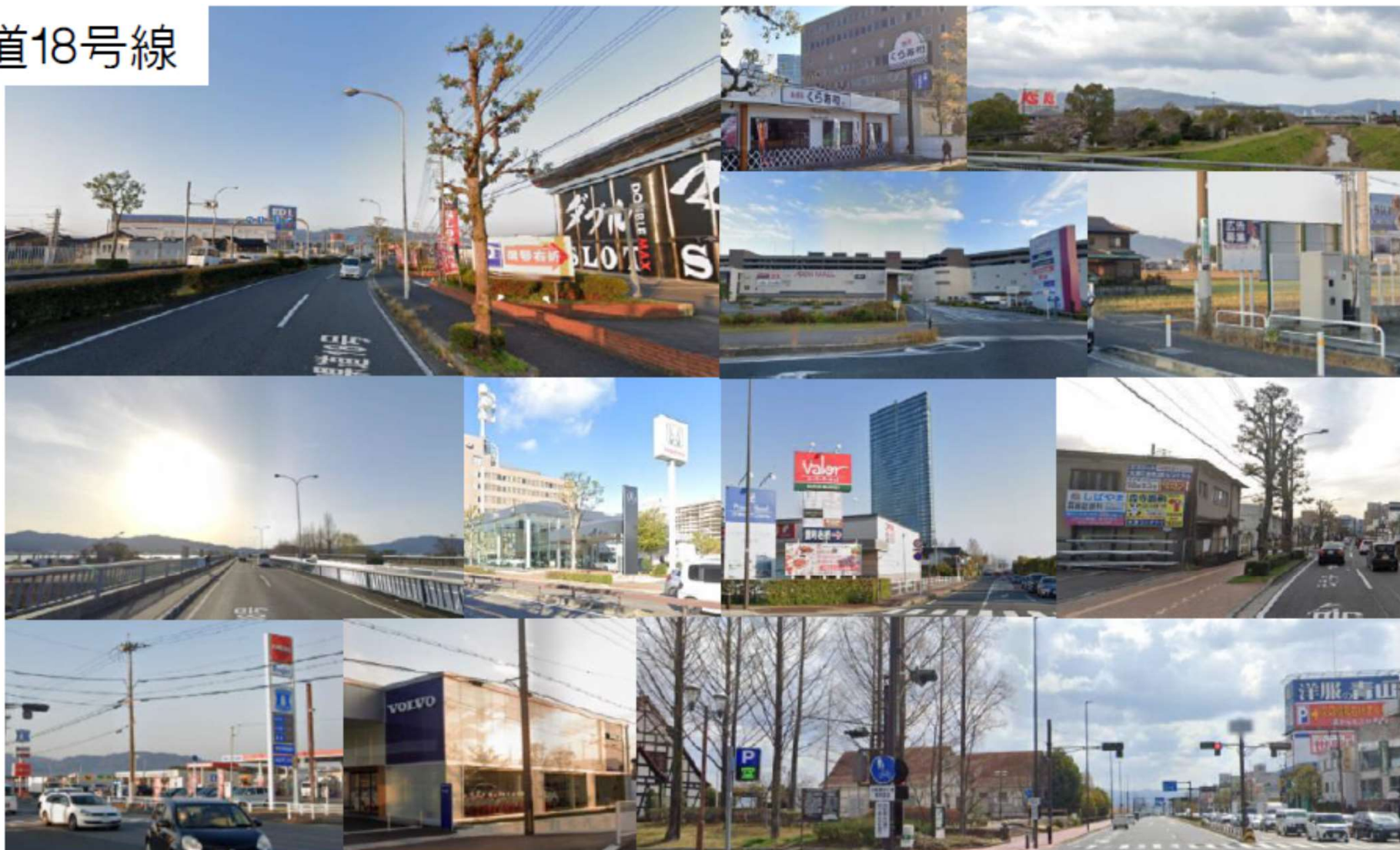
非自家用広告物のうち、店舗等への案内や誘導を目的として設置されるもの。



令和3年度実施内容について

現状把握

県道18号線



令和3年度実施内容について

現状把握

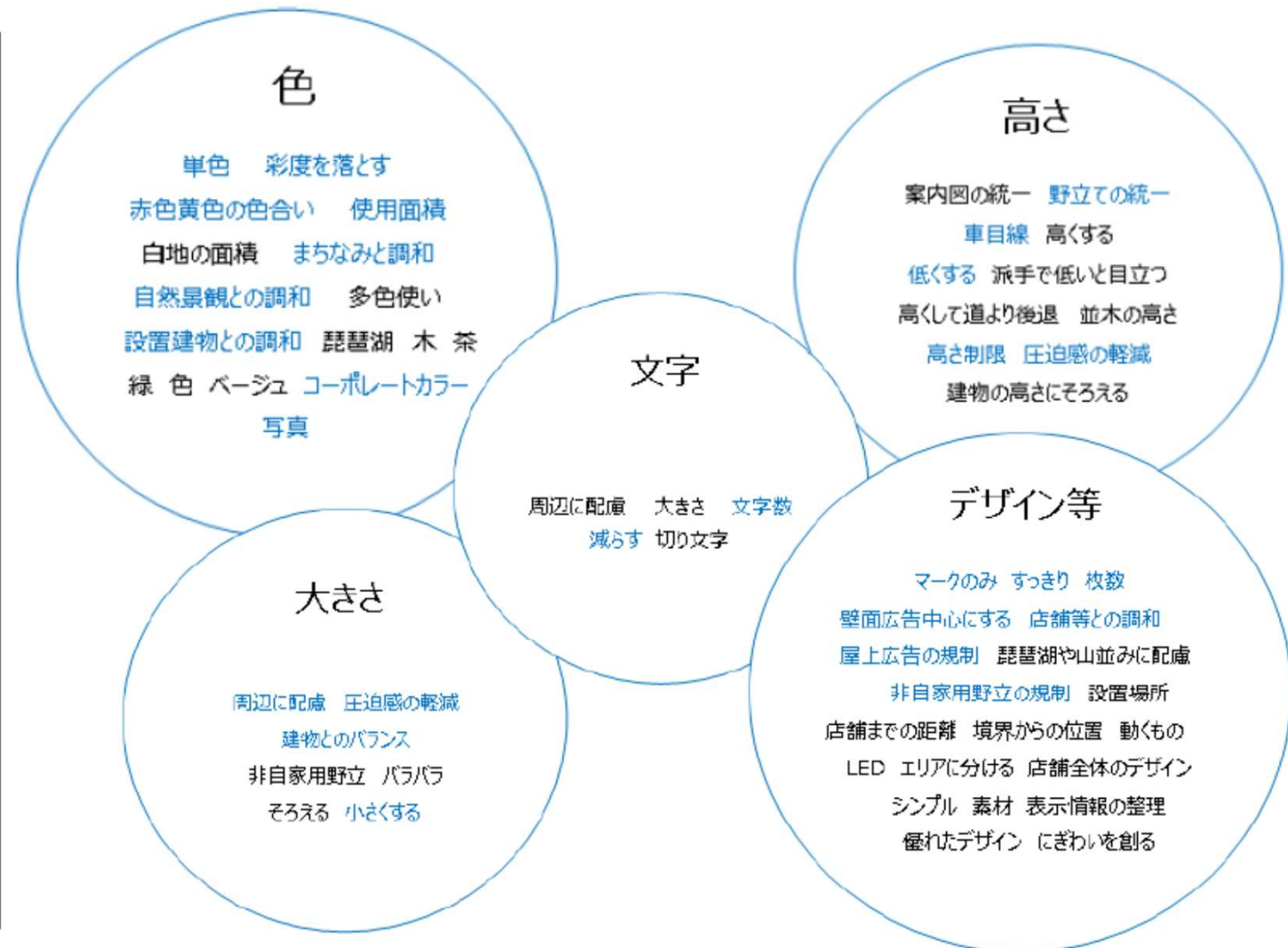
東海道



課題整理

キーワード 分類

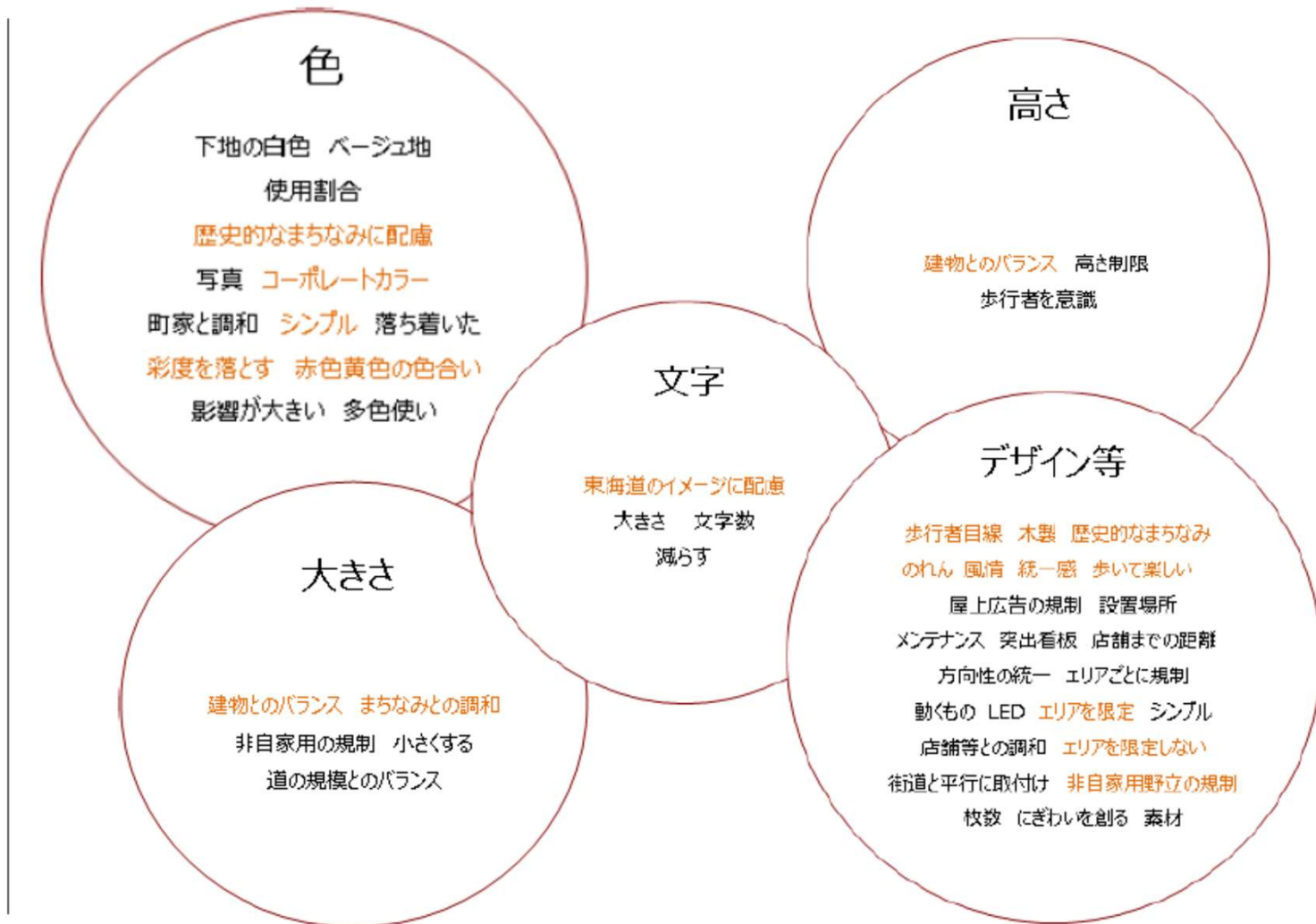
[県道18号線]



課題整理

キーワード
分類

[東海道]



検討項目の整理

色彩

周辺景観や醸し出す
イメージとの調和



大きさ

周辺景観への配慮と
建物との調和



高さ

周辺景観への配慮と
建物との調和



屋上広告物

対岸景観や山並み
周辺景観への配慮



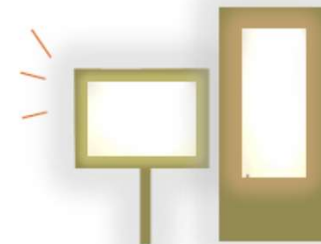
非自家用

景観特性を踏まえ、
好感と安心感



デジタルサイネージなど

快適性や安全性
周辺景観への配慮



令和3年度実施内容について

アンケート調査（びわこ東海道景観協議会委員対象）

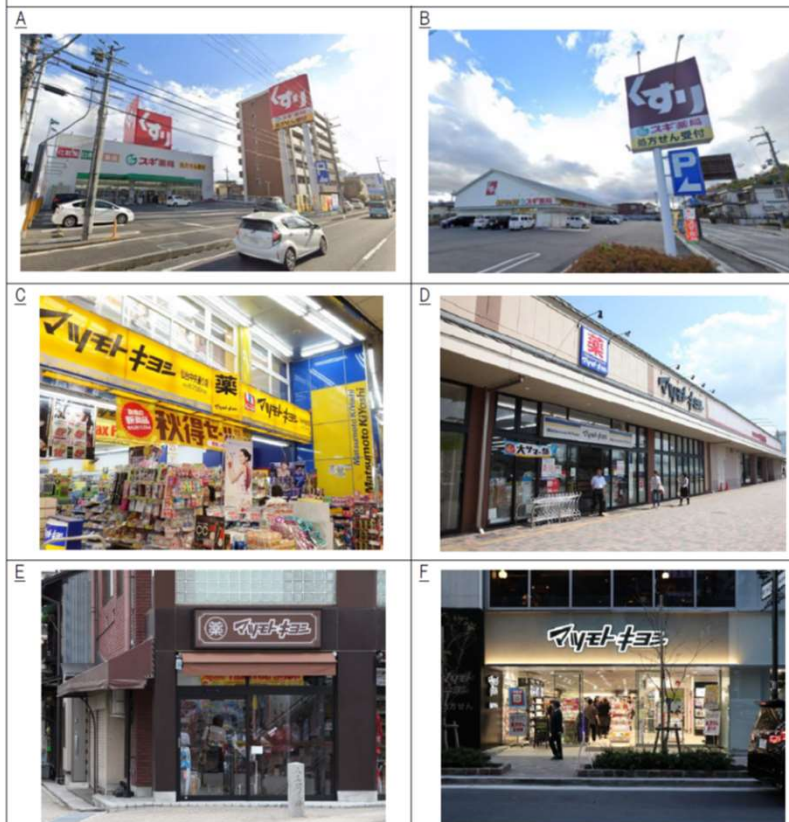
令和4年2月18日（金）

屋外広告物の大津市・草津市共通新ルール作成に向けたアンケート

下記の選択肢の中から、県道18号線、東海道にふさわしいと思うものをそれぞれ選び、回答欄に記入してください。併せて選んだ理由もご記入お願いします。ご協力よろしくお願いいたします。

氏名 _____

ドラッグストア



回答欄

（A～Fのうち、各路線にふさわしいと思うものを○で囲んでください。併せて選んだ理由もご記入ください）

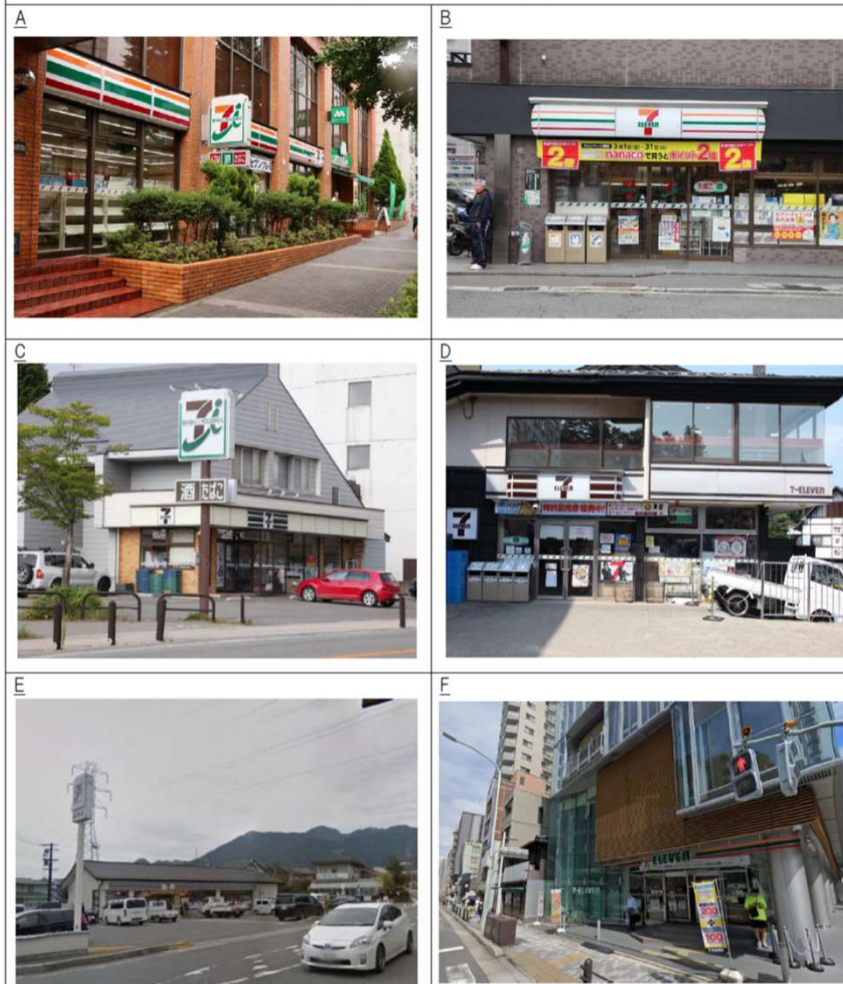
県道18号線（A・B・C・D・E・F）

選んだ理由：

東海道（A・B・C・D・E・F）

選んだ理由：

コンビニエンスストア



回答欄

（A～Fのうち、各路線にふさわしいと思うものを○で囲んでください。併せて選んだ理由もご記入ください）

県道18号線（A・B・C・D・E・F）

選んだ理由：

東海道（A・B・C・D・E・F）

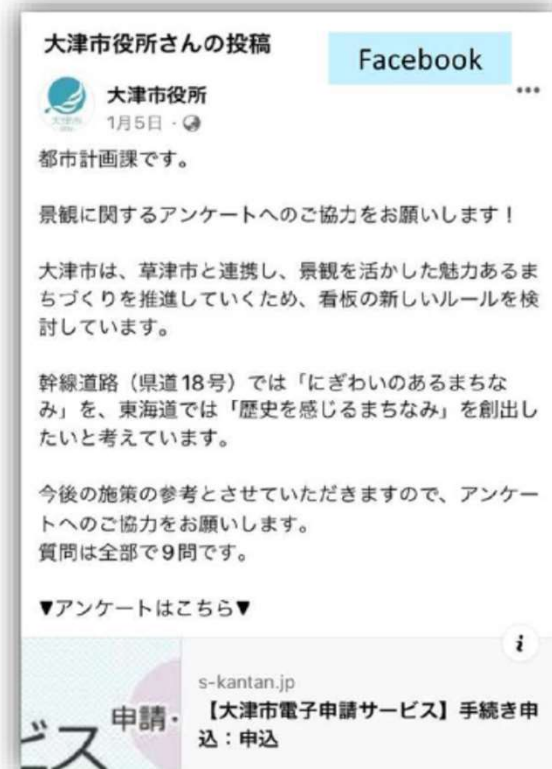
選んだ理由：

令和4年度実施内容について

アンケート調査

調査概要

- ①内 容：屋外広告物シュミレーション（色彩／自家用広告物の高さ）
- ②方 法：草津市・大津市の公式LINE・Facebook・Twitterでの配信、HPへの掲載
- ③期 間：令和5年1月5日（木）～1月18日（水）
- ④回答数：1,024名（草津市416名／大津市608名）



令和4年度実施内容について

アンケート調査内容（色彩、高さ）

県道18号(Y系)

幹線道路(県道18号)では、どの黄色がまちなみにふさわしいにふさわしいと思いますか？



幹線道路(県道18号)では、どの高さの看板がまちなみにふさわしいと思いますか？



東海道(Y系)

東海道では、どの黄色がまちなみにふさわしいにふさわしいと思いますか？



東海道のうち、歩行者が多い場所では、どの高さの看板がまちなみにふさわしいと思いますか？

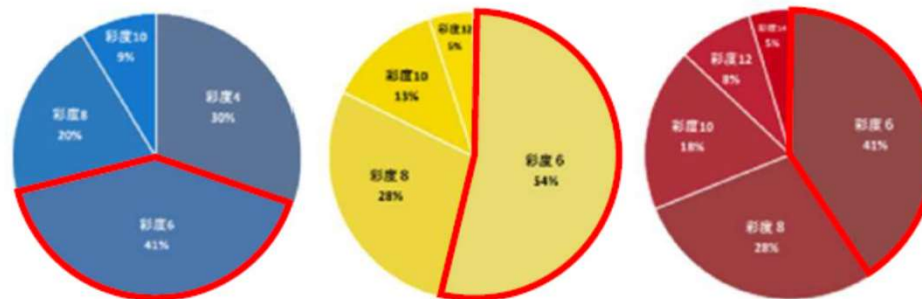


アンケート結果（色彩）

東海道

全てのエリアで彩度6以下

- 県内の東海道で一番厳しい基準（本陣地区の基準）と同じ基準であり、風情あるまちなみとの調和に配慮した基準とした。



県道18号

彩度10以下

- 両市の彩度規制より、大津市は2ポイント、草津市は3ポイント低い彩度基準であり、琵琶湖と背景の山並みの美しい眺望との調和に配慮した基準とした。

※（色彩基準）大津市：彩度12以下
草津市：彩度13以下

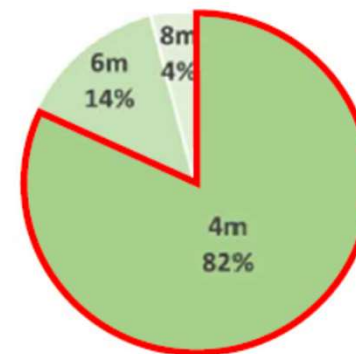


アンケート結果（高さ）

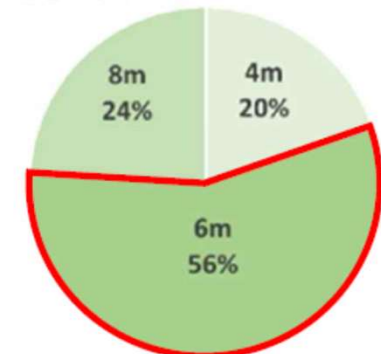
東海道

重点エリア：高さ4m以下 / 重点エリア以外：高さ6m以下

- 風情あるまちなみとの調和や、道幅の狭い東海道のスケール感を意識した高さ基準とした。
- 東海道の歴史が色濃く残る重点エリアでは、徒歩での目線の高さも意識し、より低い高さ基準とした。



重点エリア

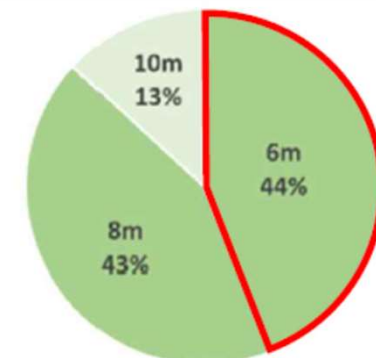


重点エリア以外

県道18号

高さ6m以下

- 琵琶湖などの眺望とにぎわいのバランスをとりながらも県内の景観形成をリードしていく高さ基準とした。
- 大きさについては、現状、大きい看板は設置されておらず、また、高さの規制により一定の制限がかかるため（高さとのバランスにより大きい看板が設置されにくい）、基準としては設定しない。



令和4年度実施内容について

自家用広告物におけるシミュレーション（色彩）

場所：県道18号（自動車の通行量が多い）

色彩：R系（赤）



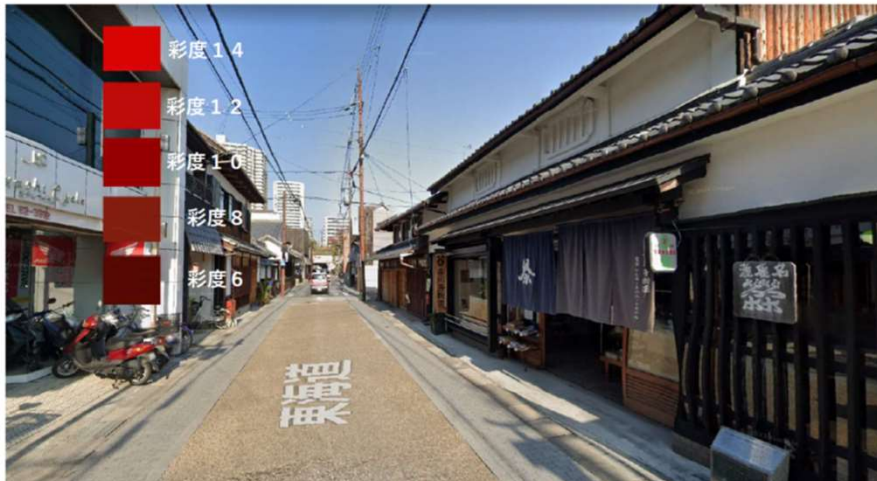
場所：県道18号（自動車の通行量が多い）

色彩：G系（緑）



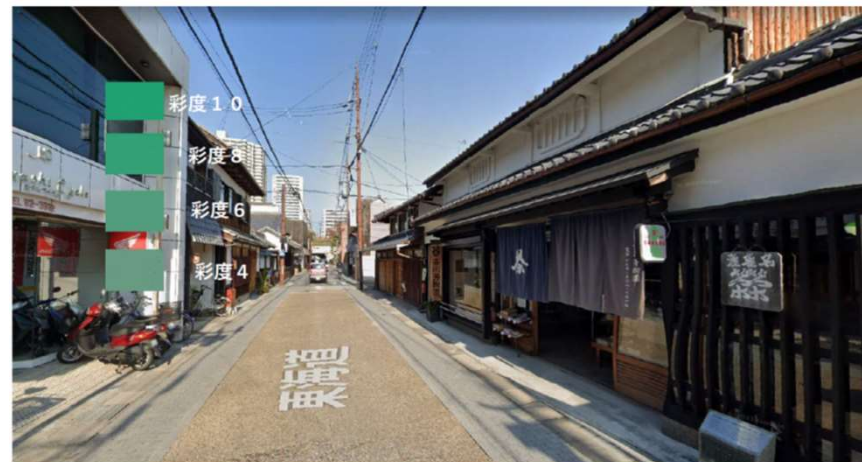
場所：東海道（人の通行がメイン）

色彩：R系（赤）



場所：東海道（人の通行がメイン）

色彩：G系（緑）



令和4年度実施内容について

自家用広告物におけるシミュレーション（高さ、大きさ）

場所：県道18号

高さ：5m

面積：5㎡（1面）



高さ：10m

面積：10㎡（1面）



場所：東海道

高さ：4m

面積：2㎡（1面）



高さ：6m

面積：3㎡（1面）



令和5年度実施内容について

自家用広告物におけるシミュレーション（屋上広告物）

場所：県道18号

現 状



高さ：9m 幅：17.2m

面積：153m²

色彩：彩度12以下

推奨ルール(案)



高さ：約3m 幅：約6.6m

面積：約20m²

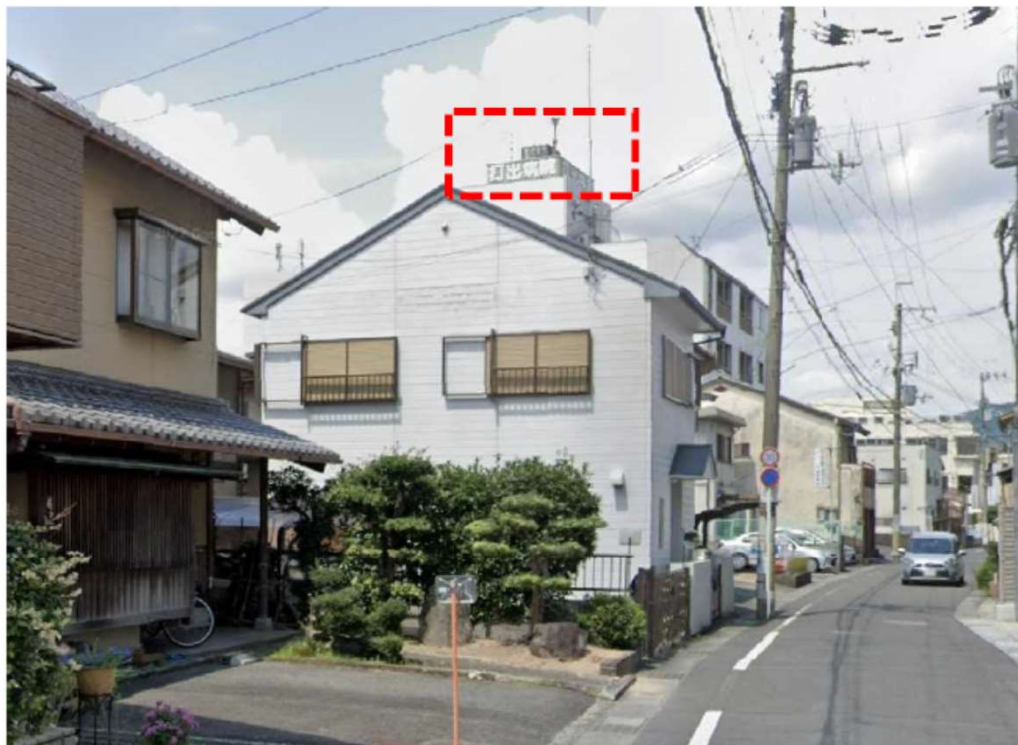
色彩：彩度10以下

令和5年度実施内容について

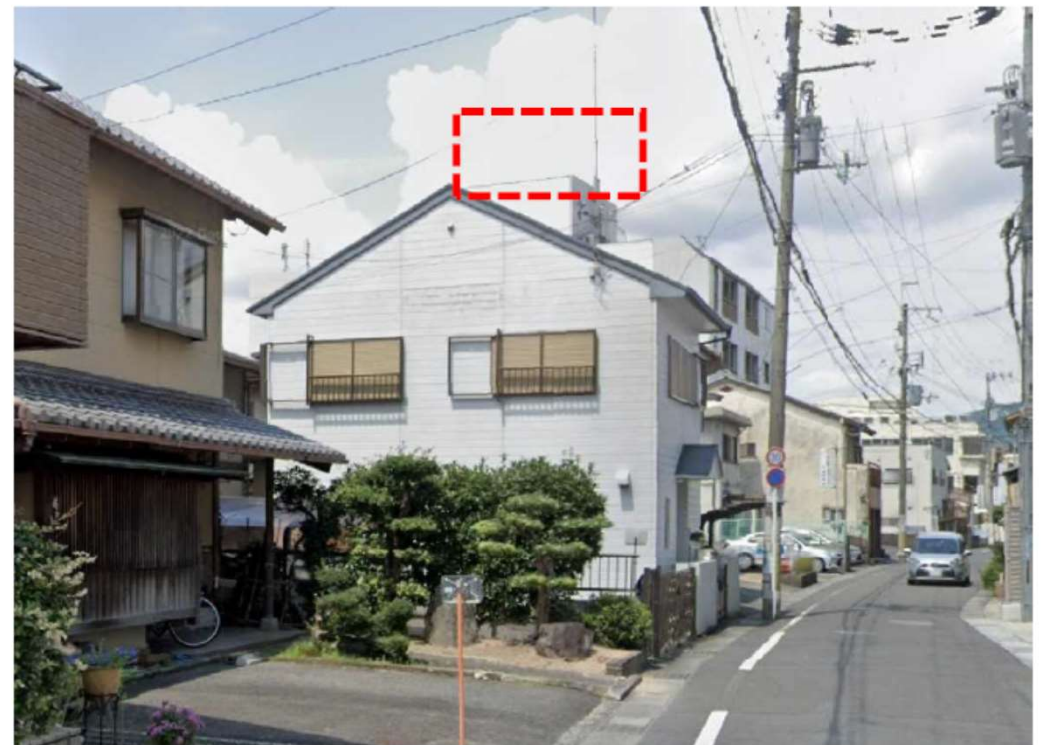
自家用広告物におけるシミュレーション（屋上広告物）

場所：東海道

現 状



推奨ルール(案)



全面禁止

令和5年度実施内容について

非自家用広告物におけるシミュレーション（色彩、高さ、大きさ）

場所：県道18号

現 状



高さ：4.5m

面積：4㎡

色彩：彩度13以下

推奨ルール(案)



高さ：3m

面積：3㎡

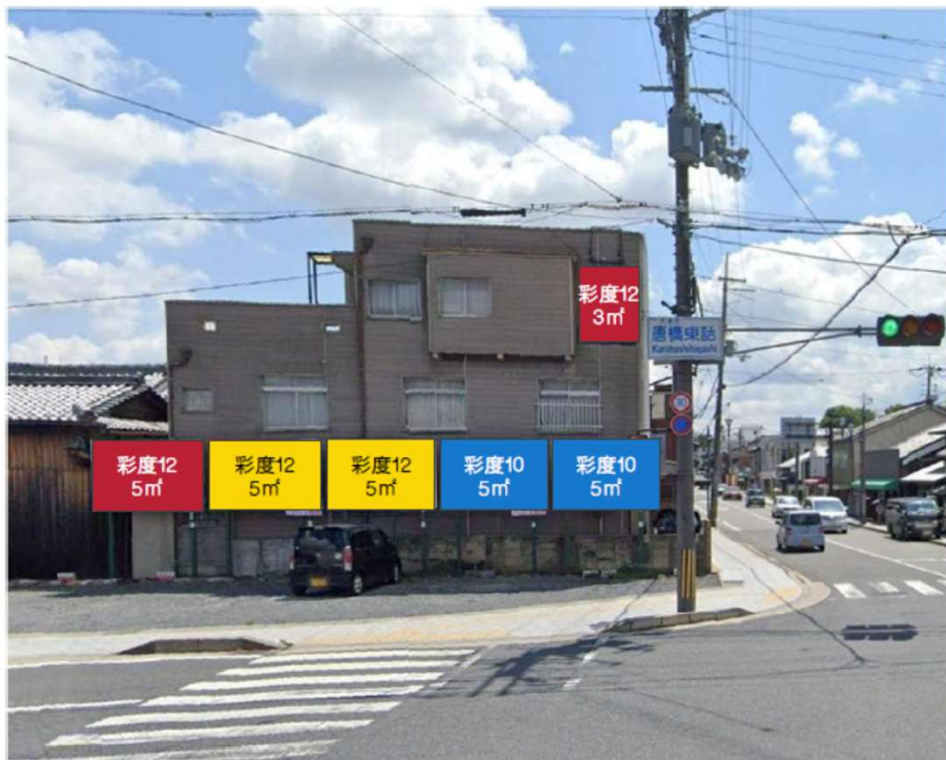
色彩：彩度10以下

令和5年度実施内容について

非自家用広告物におけるシミュレーション（色彩、高さ、大きさ）

場所：東海道

現 状

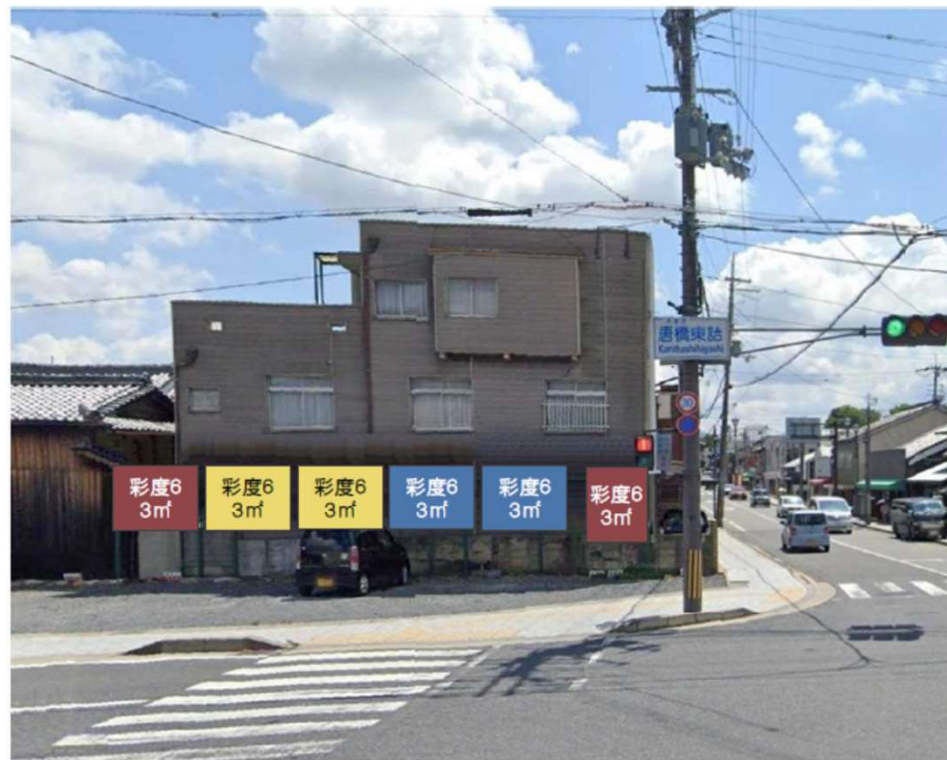


高さ：3.8m/10m

面積：5㎡

色彩：彩度12以下

推奨ルール(案)



高さ：3m

面積：3㎡

色彩：彩度6以下

令和6年度実施内容について

屋外広告物推奨ルールガイドランの作成

県道18号での推奨ルール

近江大橋をはさんで両市を結ぶ県道18号は、琵琶湖や対岸景観を眺めることができ、ロードサイドには商業施設や住宅が立ち並ぶなど、両市のにぎわいある景観をつくり出す重要な路線です。屋外広告物による両市のつながりある景観づくりのモデルとして推奨ルールを設定します。

色彩基準	彩度10以下 ○雄大な琵琶湖と背景の山並みの美しい眺望との調和に配慮した基準とします。
屋上広告物	高さ:地上から設置箇所までの高さの1/3以内かつ3m以下 面積:20㎡以下 ○高さの基準だけでなく、面積の基準を設けることで、横への広がりを抑え、琵琶湖など眺望とのバランスが取れる基準とします。
自家用広告物 (屋上広告物を除く)	高さ:6m以下 ○琵琶湖や山並みの眺望とにぎわいあるまちなみのバランスをとりながらも、県内をリードする高さの基準とします。
非自家用広告物 (屋上広告物を除く)	高さ:3m以下 かつ 面積:3㎡以下 ○現状、様々な大きさの看板が立ち並んでいる状況であることから、高さや面積の統一を期待できる基準とします。

連携対象区域



県道18号(大津港口~矢橋中央)の道路境界から30m以内の範囲を対象区域とします。



東海道沿道での推奨ルール

東海道の風情ある景観に配慮した屋外広告物により、東海道のつながりを意識した景観形成を広げていくため、東海道沿道に推奨ルールを設定します。

色彩基準	彩度6以下 ○東海道の風情あるまちなみとの調和に配慮した基準とします。
屋上広告物	設置しない ○スカイラインを揃え、東海道の風情あるまちなみとの調和を図るため、設置しないことを推奨します。
自家用広告物 (屋上広告物を除く)	【連携重点ゾーン】高さ:4m以下 【つながりゾーン】高さ:6m以下 ○道幅のせまい東海道のスケール感を意識するとともに、東海道の歴史が色濃く残る連携重点ゾーンでは、徒歩での目線の高さも意識した基準とします。
非自家用広告物 (屋上広告物を除く)	高さ:3m以下 かつ 面積:3㎡以下 ○風情あるまちなみとの調和に配慮し、県内で景観をリードする基準とします。

連携対象区域



旧東海道沿道京町通り地区の区域
(道路中心線から25mまでの区域)



東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区の区域
(道路中心線から15mまでの区域)